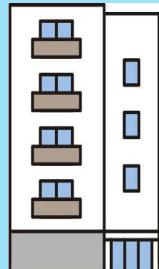


マンション管理計画認定制度

令和6年10月から 受付を開始しました。



1 マンション管理計画認定とは？

マンション管理組合が作成した管理計画(管理規約や長期修繕計画等)を
マンション管理適正化法に基づき金沢市が認定する制度です。
※認定基準はチラシ裏面をご覧ください。

2 認定されるとどのようなメリットがある？

管理組合による管理の適正化に向けた自主的な取り組みが推進されるほか、市場で
高く評価されるなどのメリットが期待されます。また、住宅金融支援機構の「フラット
35」及びマンション共用部分リフォーム融資の金利引き下げ等のメリットがあります。

3 認定を受ける方法は？

(公財)マンション管理センターで **事前確認適合証の発行** を受けてから
金沢市に申請してください(管理計画認定手続支援システムを利用)。

- ①認定に必要な書類を準備
- ②認定申請を総会で決議

**申請者
(管理組合)**

③事前確認申請 システム利用料:10,000円／審査料:10,000円

④事前確認適合証の発行

(公財)マンション管理センター
(管理計画認定手続支援システム)

⑤認定申請 申請手数料:無料

金沢市

⑥認定通知書の発行

管理計画認定基準

認定を受けるには、以下の項目をすべて満たしている必要があります。管理計画認定基準は、国の基準と同様です（金沢市独自の追加認定基準は設定していません。）

管理組合の運営

- 管理者等及び監事が定められている
- 集会（総会）が年1回以上開催されている

管理規約

- 管理規約が作成されている
- 管理規約に①緊急時の専有部の立ち入り、②修繕などの履歴情報の管理、③管理組合の財務、管理に関する情報の提供について記載がある

管理組合の経理

- 管理費及び修繕積立金等が区分されている
- 修繕積立金会計から他の会計への充当がされていない
- 直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が全体の1割以内である

長期修繕計画の作成及び見直し等

- 「長期時修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容、およびこれに基づき算定された修繕積立金が集会（総会）で決議されている
- 長期修繕計画の作成又は見直しが7年以内に行われている
- 計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれている
- 将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していない
- 計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額（※）が著しく低額でない
- 計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっている

その他

- 組合員名簿、居住者名簿を備え、1年に1回以上内容の確認を行っている
- 金沢市マンション管理適正化指針に照らして適切なものである。



● 事前確認申請について (管理計画認定手続支援システム)

事前確認申請については、管理計画認定手続支援システムを利用して手続きを行う必要があります。
詳しくは（公財）マンション管理センターまでお問い合わせください。



■ 金沢市マンション管理適正化推進計画の策定

金沢市では、令和6年8月に、「マンション管理適正化推進計画」を策定しました。

金沢市「マンション管理計画認定制度」▶



■ 分譲マンション管理アドバイザー制度

管理組合にマンション管理士を無料で派遣し、適切な維持管理のための助言や情報提供を行います（1回につき2時間、1組合につき2回まで）。



■ 問合せ先

金沢市 都市整備局 住宅政策課

TEL : 076-220-2333

FAX : 076-260-3366

E-mail jyuutaku@city.kanazawa.lg.jp